

令和7年5月28日 理事会にて報告

令和7年6月9日 評議員会にて報告

令和7年度
学校法人近畿大学ガバナンス・コード
遵守状況報告書

1. 「学校法人近畿大学ガバナンス・コード」の点検方針について

このたび、本コードへの遵守状況を自主点検し、その結果を公表する。点検に際しては、日本私立大学連盟に倣い、コンプライ・オア・エクスプレインの方針をとる。なお、本法人においては、学生、生徒、児童、園児（以下、「学生等」という。）・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーへの説明責任を十分に果たすため、「実施項目」以外の手段等によって「重点事項」を遵守している場合、その内容を公表する。

2. 本コードの点検方法について

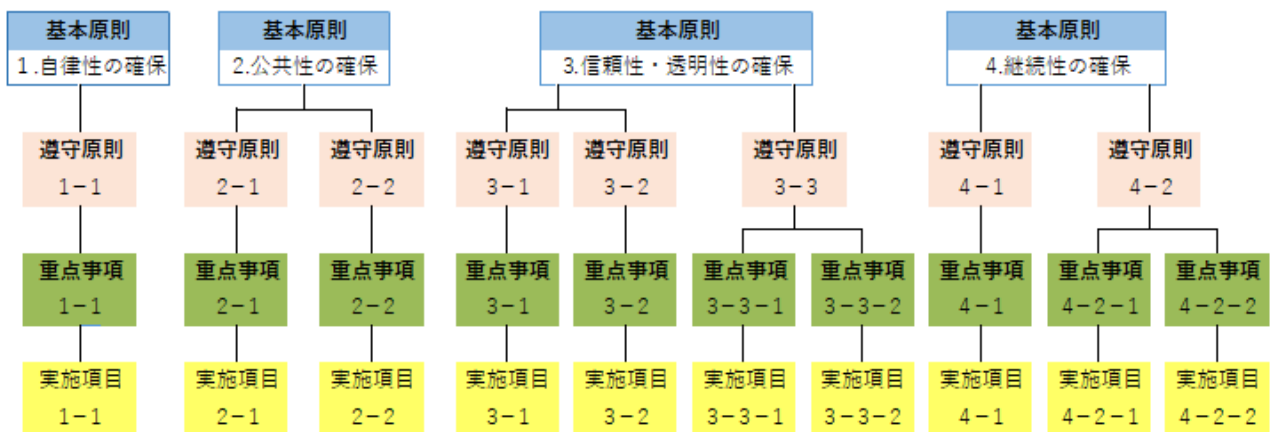
本コードは、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の四つから構成され、「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。

基本原則：遵守する内容。

遵守原則：遵守する内容。「基本原則」を遵守するために実施する必要がある内容となる。

重点事項：「遵守原則」の遵守状況（取組状況）を判断するための指針となる。

実施項目：「重点事項」を達成するための具体的項目。



「基本原則」は、下位の「遵守原則」が全て「遵守」であるときのみ「遵守」とする。「遵守原則」は、「重点事項」、「実施項目」の方策・手段、または、それ以外の方策・手段により、遵守できている場合に「遵守」とする。「重点事項」が複数ある原則において、一部の「重点事項」が達成できていない場合は、「限定付遵守」、「重点項目」は概ね達成できているものの遵守とするには不十分な場合は「遵守不十分」、重要な点について遵守できておらず、遵守に向けた大きな改善や取組が必要な場合は「未遵守」とする。

2. 遵守状況の確認フロー

- (1) 各本部並びに担当部局における遵守状況の点検
- (2) 近畿大学経営戦略本部企画室において取りまとめ報告書を作成
- (3) 法人内稟議を経て、理事会及び評議員会へ遵守状況を報告
- (4) ステークホルダーへ公表（ホームページ上で報告書を公表）

3. 本コードへの遵守状況について

- (1) 基本原則及び遵守原則の遵守状況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	遵守	1 - 1	遵守
2. 公共性の確保	遵守	2 - 1	遵守
		2 - 2	遵守
3. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3 - 1	遵守
		3 - 2	遵守
		3 - 3	遵守
4. 継続性の確保	遵守	4 - 1	遵守
		4 - 2	遵守

- (2) 「遵守原則」ごとの遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」
<p>本法人は、私立学校としての多様な教育研究活動を実現するため、寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。</p>
<p>遵守原則 1 - 1</p> <p>本法人は、学生等、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。</p>
<p>本法人の取組</p> <p>本法人は、第1期中期計画（令和2年度～令和6年度）を経て、第2期中期計画（令和7年度～令和11年度）を策定した。素案の作成にあたっては、学校法人近畿大学経営戦略委員会（以下、経営戦略委員会という。）及び同委員会を構成する5つの部会並びに3つの分科会を通じて、各部署・学校・病院との調整を行った。なお、経営戦略委員会は、毎年度、計画の進捗状況を検証した上で、計画の見直しについても立案している。中期計画においては、建学の精神及び教育の目的を踏まえ、「学校法人近畿大学長期ビジョン2030」並びに各部門における部署目標・個人目標との連関を明示している。また、各計画のKPI（重要業績評価指標）を設定することにより、毎年度、進捗状況の検証及び計画の見直しを実施している。さらに、中期計画の進捗状況は「事業報告書」に掲載し、理事会及び評議員会で報告するほか、ホームページ上で公表している。</p> <p>以上の取組により、遵守原則1-1の遵守を実現している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」
<p>本法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。</p>
<p>遵守原則 2 - 1</p> <p>本法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>

<p>本法人の取組</p> <p>建学の精神及び教育の目的に基づく3つのポリシーの実質化に向けて、内部質保証のための体制を構築し、自己点検・評価及び認証評価結果に基づく教育研究活動の改善等を図っている。また、リカレント教育や留学生の受け入れ等を通じて、広く人材の育成に努めている。一部のリカレントプログラムにおいては、夜間・土曜日の開講や負担軽減のための学費減免制度を設けるなどの方針を定めて実施している。</p> <p>以上の取組により、遵守原則2-1の遵守を実現している。</p>
<p>遵守原則2-2</p> <p>本法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>
<p>本法人の取組</p> <p>大学、短期大学、工業高等専門学校においては、「ボランティアの基本方針」や「ボランティア情報の取扱いに関する指針」を策定している。各学部・研究所・センター並びに各学校においては、地域社会との交流を促進するため、文化講演会やシンポジウム、フォーラム等を実施している。また、社会連携推進センター、リエゾンセンター等を中心として、地方自治体や産学官と連携し、研究活動を基盤とする交流により社会課題の解決に取り組んでいる。</p> <p>以上の取組により、遵守原則2-2の遵守を実現している。</p>

<p>基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」</p> <p>本法人は、私立学校の有する公共性に鑑み、健全な学校運営について、学生等、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。</p>
<p>遵守原則3-1</p> <p>本法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。</p>
<p>本法人の取組</p> <p>本法人においては、常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるよう、監事監査支援体制を整備している。「学校法人近畿大学寄附行為」及び「学校法人近畿大学監事選任規程」において、監事の選任に関する必要な事項を定めており、令和7年度定時評議員会終結の時をもって新体制を構築する予定である。</p> <p>監事は、理事会及び評議員会に出席し、積極的に意見を述べている。また、監事監査支援の一環として、定例報告会において監査室から情報提供を行っており、重要事項又は監事が説明を求めた案件については、担当部署が事前に説明を行う機会を設けている。</p> <p>以上の取組により、遵守原則3-1の遵守を実現している。</p>
<p>遵守原則3-2</p> <p>本法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、学校で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>
<p>本法人の取組</p> <p>法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項については、各組織にコンプライアンス推進責任者を配置している。また、研究費に係る教員及び研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講、各種規程・ルールの遵守等に関する十分なチェック体制を整備している。</p> <p>「倫理教育の受講」「研修啓発」「学術論文投稿・提出時におけるセルフチェックシートの活用」等の十分なチェック体制を整備した上で、「研究活動上の不正行為」「業務上の不正行為」「ハラスメントに関する事案」等については、通報窓口を設置し適切に運用しており、都度、理事・監事に報告している。</p> <p>また、法務担当である法務部を設置し、学内外の弁護士に相談できる体制を構築しているほか、公益通報者保護法に基づき、法人倫理ヘルプライン相談窓口を法人の内外に設置し、内部通報に係る体制を整備している。さらに、「学校法人近畿大学職員倫理規程細則」を制定し、これを遵守することにより、法人が公正かつ適正な取引、責任ある調達を行うための内部統制体制を整備している。</p> <p>以上の取組により、遵守原則3-2の遵守を実現している。</p>
<p>遵守原則3-3</p> <p>本法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>

<p>本法人の取組</p> <p>「学校法人近畿大学における情報の公表に係るガイドライン」を制定し、本ガイドラインに基づき情報を開示している。中期計画の進捗状況については、事業報告書に記載の上、ホームページ上に公表している。また、法令に定められた財務書類等も適切に公表しており、公表にあたっては、グラフ等の活用や学校法人会計に関する解説を付すなど、ステークホルダーの理解が得られるよう工夫している。</p> <p>さらに、各所管に広報担当者を配置し、広報室を中心として公開する情報の一貫性や更新性に留意しつつ、アクセシビリティ向上のための取組も行っている。</p> <p>以上の取組により、遵守原則 3-3 の遵守を実現している。</p>
--

<p>基本原則「4. 継続性の確保」</p>
<p>本法人は、建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、学校における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。</p>
<p>遵守原則 4-1</p>
<p>本法人は、教育研究活動の継続性を実現するため、学校運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な学校運営に努める。</p>
<p>本法人の取組</p> <p>理事会・評議員会・監事の役割や機能を規定し、相互牽制が働く仕組みを構築している。また、「学校法人近畿大学寄附行為」及び諸規程において、理事長等の職務について定めている。</p> <p>監事が理事会・評議員会をはじめとする経営に係る重要な会議に出席又は議事録を閲覧できる体制を整備し、意思決定の過程や内容が法令等に違反していないかを監査している。さらに、監事と会計監査人は年 4 回の面談を実施しており、加えて、監査法人によるトップヒアリングも別途実施している。さらに、年に数回、財務担当理事と会計監査人の間で監査上の重要課題について意見交換を行う機会を設けている。</p> <p>役員及び評議員に対しては、勉強会の実施や学内研修への参加に加え、法人が参加費用を負担することで、学外の研修等にも参加できるようにし、理事、評議員及び監事への啓発機会の充実を図っている。</p> <p>事務組織は 5 つの本部によって構成されており、各本部及び各部署の役割・権限・責任については諸規程に定め、明確化を図っている。</p> <p>以上の取組により、遵守原則 4-1 の遵守を実現している。</p>
<p>遵守原則 4-2</p>
<p>本法人は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>
<p>本法人の取組</p> <p>中期計画において、教育・研究・医療を行うためには強固な経営基盤の構築が必須であることを掲げ、寄付金・外部資金の獲得、学納金・医療収入の増加等に係る計画を策定している。この中期計画に基づき事業計画を策定し、具体的な数値目標を定めた上で、進捗状況を確認・改善することにより、経営基盤の強化に努めている。また、創立100周年記念事業を通じて、関係委員会をはじめ各本部が積極的に募集活動を行っている。</p> <p>さらに、危機の発生に備えて災害対策本部立ち上げの基準を明確にした事業継続計画（BCP）を策定し、本 BCP に基づいた実践型の模擬訓練を実施している。加えて、危機事象発生時には、令和 6 年 7 月 11 日付で策定された「危機管理案件発生時の第一報（速報）連携フロー図」に基づき、迅速な報告及び対応を行っている。</p> <p>また、「学校法人近畿大学情報システム運用・管理規程」に基づき、システムごとに権限を決定・設定しており、情報セキュリティ委員会及びセキュリティインシデント対応チーム（KINDAI-CSIRT）を設置し、「学校法人近畿大学情報セキュリティ監査規程」に基づいて情報セキュリティの検証を行っている。</p> <p>以上の取組により、遵守原則 4-2 の遵守を実現している。</p>